

一戸町敬老事業補助金

敬老会を実施する町内会等へ補助が出ます。
高齢者の長寿をお祝いしましょう！

実施団体	・町内会、自治会 ・老人クラブ ・サロン活動、サークル活動を行っている団体 ・その他高齢者を中心に活動している団体
期 間	毎年8月1日から11月30日までの間に行われる敬老会 ※実施日の20日前までに申請してください。
補助金額	60歳以上の方 1人1,700円(1人あたり1年に1回のみ) ※体が不自由で参集できない方も対象となる場合があります。 協 力 者 1人1,700円(事務局、来賓など)
対象経費	高齢者が集まって行われる敬老会に係る次の経費 ・食費(お弁当、食材、飲料など。※アルコールは対象外です。) ・記念品(※金券は対象外です。) ・交通費 ・講師等謝礼 ・御所野縄文博物館の入館料、体験費用 など ※お弁当や記念品を配布するだけの事業は対象外ですが、体が不自由で参集できない高齢者への配布は例外的に対象とします。
事業例	●公民館で行う敬老会(会食や郷土芸能の観覧、講演など) ●御所野遺跡での青空敬老会 ●温泉施設のパックを利用した敬老会 など ※補助対象となるか心配な場合は、企画段階でご相談ください。

【問い合わせ、申込み先】

一戸町 福祉課(一戸町総合保健福祉センター)

電話 32-3700

メール fukushi@town.ichinohe.iwate.jp



ホームページ

申請の流れは裏面をご覧ください。

申請の流れ

①敬老会の企画、参加者の募集

※補助金は対象者1人1度しか利用できません。

※他団体の敬老事業にも参加する場合、そちらでは補助が出ない事を参加者へ必ず説明してください。

②申請書の提出

※事業実施の20日前までに申請書等を保健福祉センターへ提出してください。内容を確認し、補助の決定を通知します。

※必ず、事業の実施前に提出してください。事業を実施した後に申請しても補助金は出ません。

③敬老会実施

※事業の様子がわかる写真を撮ってください。

④実績報告書の提出

※参加者名簿、写真、補助金請求書などを添付してください。

⑤町から補助金を振込みます

※概算払いが必要な場合は、申請時にお問い合わせください。